

平成21年七戸町議会第1回臨時会 会議録（第1号）

平成21年1月22日（木） 午前10時00分 開会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 提出議案上程

議案第1号工事請負変更契約の締結について（七戸小学校屋内運動場改築工事（建築工事））

（町長提案理由説明）

日程第 5 議案第1号 工事請負変更契約の締結について（七戸小学校屋内運動場改築工事（建築工事））

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 提出議案上程

議案第1号工事請負変更契約の締結について（七戸小学校屋内運動場改築工事（建築工事））

（町長提案理由説明）

日程第 5 議案第1号 工事請負変更契約の締結について（七戸小学校屋内運動場改築工事（建築工事））

○出席議員（16名）

議 長 18番 田 中 正 樹 君
1番 附 田 俊 仁 君
3番 瀬 川 左 一 君
5番 田 嶋 弘 一 君
8番 三 上 正 二 君
10番 原 子 孝 君

副議長 17番 工 藤 耕 一 君
2番 佐々木 寿 夫 君
4番 盛 田 恵津子 君
6番 田 嶋 輝 雄 君
9番 天 間 清太郎 君
11番 川 村 三十三 君

1 2 番 松 本 祐 一 君

1 4 番 田 島 政 義 君

1 6 番 白 石 洋 君

1 3 番 二ツ森 圭 吉 君

1 5 番 中 村 正 彦 君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 福 士 孝 衛 君

企画財政課長 楠 章 君

教育委員長 中 村 公 一 君

学 務 課 長 仁 和 民 夫 君

総 務 課 長 塚 尾 義 春 君

建 設 課 長 天 間 一 二 君

教 育 長 新 谷 勝 弘 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 小 林 広 一 君

事 務 局 次 長 築 田 政 光 君

○会議録署名議員

8 番 三 上 正 二 君

9 番 天 間 清太郎 君

○会議を傍聴した者（6名）

○会議の経過

開会 午前9時59分

○開会宣告

○議長（田中正樹君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は、17名で定足数に達しています。
したがって、平成21年第1回七戸町議会臨時会は成立いたしました。
ただいまから、平成21年第1回七戸町議会臨時会を開会いたします。

○開議宣告

○議長（田中正樹君） これより、本日の会議を開きます。

○日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長（田中正樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則120条の規定により、8番三上正二君と9番天間清太郎君を指名いたします。

○日程第2 会期決定の件

○議長（田中正樹君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（田中正樹君） ご異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日と決定いたしました。
議長において作成しました議事日程及び説明員は、お手元に配布したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告

○議長（田中正樹君） 日程第3 諸般の報告を行います。
議長の諸般の報告につきましては、皆さんに配布しておりますのでご了承願います。

○日程第4 提出議案一括上程

○議長（田中正樹君） 日程第4 議案第1号、工事請負変更契約の締結について（七戸

小学校屋内運動場改築工事（建築工事）を上程いたします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（福士孝衛君） おはようございます。

本日、平成21年第1回七戸町議会臨時会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

心からお礼を申し上げます。

上程いたしました議案をご説明する前に、一般報告をさせていただきます。

はじめに、副町長の辞任についてご報告を致します。

先ほど本人からご挨拶がございましたように、先般1月の13日付けで本人から辞職願いが提出されましたので、同日これを受理いたしました。副町長には合併後4年間私と苦楽を共にし、厳しい財政の中行政推進のために、また、各分野における一体化に大変なご尽力を頂きました。あらためて衷心より感謝を申し上げるものであります。

私からのお願いでありますけれども、いまご承知のように年度末ということもありますので、予算編成等大変重要な時期でありますので、私も全力をあげてこれらに対応しておりますけれども、議員の皆さまにはご指導ご支援ご協力の程を心からお願い申し上げます。

つぎに、新幹線駅名に関し最近の状況を報告いたします。12月の定例会の町議会の議決を得まして、12月の26日に議長同行の上、県知事へ町議会の意向をご報告した所です。そして、1月の15日には七戸町新幹線建設促進期成会の開催をしまして、J Rには七戸十和田駅と七戸駅の2案で要請することをご報告いたしました。16日には議長と同行の上、J R青森支店長を新年のご挨拶を兼ね、観光開発や有名観光地へのインフラ整備等を要請いたしました、それにあわせまして駅名の要請方法につきましても指導いただいてまいりましたので、その指導に沿ってできるだけ早い時期に要請をしてまいりたいと考えております。

それでは、今臨時議会に上程いたしました議案は1件でございますが、概要についてご説明申し上げます。

議案第1号は「工事請負変更契約の締結について」であります。

これは、平成20年7月15日に可決されました議案第62号七戸小学校屋内運動場改築工事（建築工事）であります。本案については議員各位もうご承知のとおり、工事発注時から鋼材類が著しく高騰したため、工事請負契約書第25条第5項に基づき契約金の変更について地方自治法及びに町条例の規定により提案するものであります。

以上が、今議会に上程いたしました議案の概要でございますが、詳細につきましては担当課からご説明をさせますので充分ご審議を賜りますようお願い申し上げ、提出議案のご説明といたします。以上であります。

○議長（田中正樹君） これをもって、提出議案の説明を終わります。

ここで学務課長より説明をお願いします。

○学務課長（仁和民夫君） それでは工事請負契約書第25条第5項についてご説明させていただきます。

当条項は特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格が著しい変動が生じ、請負代金が不相当となったときは、甲又は乙は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。とあり、請負代金額の変更を請求できる措置となっております。このことを単品スライド条項といっております。

国土交通省では資材価格の高騰を踏まえ、単品スライド条項に基づき請負代金額の見直しを円滑におこなうことができるよう、本条項の運用ルールを定め、本条項を平成20年6月13日に発動しております。

今回の発動は第二次オイルショックが発生した昭和55年以来28年ぶりの措置となります。当時は工事請負契約書に規定は無く特約条項を設けて措置しましたが、昭和56年に工事請負契約書に規定され、初めての発動となります。

青森県では県土整備部において、本条項の運用基準を策定し平成20年7月7日より施行しております。七戸町と致しましては、国土交通省青森県県土部の発動に伴い、青森県県土整備部の運用ルール、運用基準に準拠し、平成20年7月7日より施行しております。

単品スライド条項の運用基準の概要ですが、適用対象となる工事材料は、著しく変動を生じた資材として、各資材における価格変動の状況及び工事費における平均的シェアの両面から工事への大きな影響が見込まれる鋼材類と燃料油の2資材を対象としております。

適用対象となる工事は本条項の運用基準の施行日時点で施工中である工事、または、施行日以降に発注する工事とし、原則として、請負代金額の変更請求から2ヶ月以上の残工期がある工事となっております。

さらに、鋼材類、燃料油それぞれの品目について、品目ごとに算定した変動額が、請負代金額の1%を超える工事が対象となっております。

単品スライド額の計算ですが、鋼材類に関しては搬入時、燃料油に関しては購入時の資材価格から設計時点での資材価格を差引いた増額分に設計数量を乗じた金額を変動額とし、請負代金額の1%を足切額として控除した額を変更額として算定いたします。

これに基づきまして、七戸屋内運動場につきまして、単品スライド条項の運用基準に基づき平成20年12月22日付けをもちまして業者より単品スライド請求がなされ、同日付けをもって協議開始をしている所でございます。平成21年1月14日、業者より単品スライド請求がなされ、単品スライド額の計算に基づき、積算した結果提案理由のとおり変更契約となった次第でございます。よろしくご協議賜りたいと思います。以上です。

○議長（田中正樹君） これより、議案審議に入ります。

○議長（田中正樹君） 日程第5 議案第1号、工事請負変更契約の締結について（七戸小学校屋内運動場改築工事（建築工事））を議題とします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

14番。

○14番（田島政義君） 説明を受けているのですが、私は前にもこれを指摘しているのですよ、何が上がって、我々は項目がありますよ、納める時に、どこの体育館の何の鋼材が、前財政で入札する時に幾らで入札かかったのか、明細書無いとこれ我々審議できないのです、前にも言っているんですこれ、ただただ鋼材上がりました、12月といったら鋼材下がっている、油も下がっているんですよ、時期的におかしくないの上がるというのは、みな今下がっているでしょ、特に隣町の入札見てくださいよ、97%の入札が76%になったという、出てるじゃないですか、そんな時にね鋼材、明細も何も無いただ上げてください、これ私ね明細無いと審議にならないと思います議長。

○議長（田中正樹君） 学務課長。

○学務課長（仁和民夫君） お答えいたします、私どもの方には明細はございますが、この明細につきましては、皆さんのお手元には配布しない方がよいということになっております、で私のほうから主だった鋼材についての説明をさせていただきたいと思います。

主だった鋼材でございますが、角型鋼管これは600mm、単価的には47.24%に増えております。それから、これは柱、体育館の構造上支柱16本になっております。それから同じ角型鋼管、これは300mmでございますが20本、31.25%の増加、それから間柱ですが角型鋼管35.48%等の増加になっております。

○議長（田中正樹君） 14番。

○14番（田島政義君） 配布できない理由とですね、配布できないといったら審議できないことになるでしょ、あなたの説明で、今県でも鋼材は下がっているといっているでしょ、油も下がっているでしょ今は、時期12月の22日というともう下がっている時期ですよ、だからそういうのを財政で入札掛けるときにどうやって入札するの、ただこの25条の規定があるから、適当でいいんですか、上がりましたと説明も出来ない、資料も無いただ言って終わり。これでは議会にならないでしょ。

議長、一番いいのが財政で入札、落札した時の資料と、上がったものの2つ出ないとまずいでしょ、そうでしょ。

○議長（田中正樹君） 課長配布できない理由ありますか。

○建設課長（天間一二君） 建設課の天間です、単価ですけども県の単価公表はしておりませんので、単価としての配布は出来ないのので鋼材の今学務課長が言われたような、使われている鋼材のアップ率だけでご審議いただければと思います。

○議長（田中正樹君） 8番。

8番（三上正二君） 例えば、これ設計、見積もりたてようがなにしようが単価があって、

それが非公開というかたちでアップ率といったって、適当だというから、それ私達は何を持って、高い、下がったのもあると思うよ、皆々上がっているのもあると思うよ、また下がったのもあるさ、だけども出せないということは私達はどうでもこれを認めろと言うのか。情報公開もあるだろうし、どうして工事やったら単価が値段の単価がわからないまま工事やってそれでいいのか。どうやって審議するのか。審議できない、出してくれないと。だからこれ出さない限り審議に入れないんだよ。

○議長（田中正樹君） 学務課長。

○学務課長（仁和民夫君） お答えいたします。ご指摘のとおり現段階における鋼材等の単価は、下がっているというのは私もお聞きしておりますが、七戸小学校につきましては、鉄筋関係8月、それから、鉄骨関係10月それぞれ搬入されてその時点での積算ということになっております。以上です。

○議長（田中正樹君） 14番。

14番（田島政義君） だったら12月の時に鋼材が高騰しているからといって出せばいいでしょ、8月とか10月に鋼材搬入していて、高いのがわかっていたら、そういうと益々不合理になるでしょう、8月搬入しました、10月に搬入しました、何で今高かったと、そんな、財政課長、入札する時にあなたのところでみんな取っていて、落札率高くてやった、全部やって12月の議会に間に合わないと思いますか、商人ですよみな、我々だって上がったら上がったで入ってくるんですよ、工事が終わるまで価格が来ないんですか、そうじゃないんでしょ、鋼材が入る時には必ず単価が入ってくるわけですから、当然12月の議会に出せばいいわけですよ変更を、時間があるんだから益々今これ出して対比表を出さないとなるとですね、審議にも何もならない、町長どう思います。町長ですよこれ。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） 議員の質問の趣旨、質問のその点は良くわかります。そういうことでもう少し詳しく説明をして、納得のいくせんで本当は議決していただくというのが、大事だというふうに思っています。そういう意味では本当に申し訳なく思っています。ただ10月に搬入になったから12月の議会に出せばいいんだ、そういうお話も全くそのとおりだと思いますけれども、いろんな意味で直ぐやったから直ぐという出せるというものでもないと思いますので、じっくりと検討しながら調整をしながらやっていかなければならないということもありますので、そういう意味では遅れたことは申し訳ないんですけれども、そのへんは理解していただきたいと思います。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） ただいまのご質問にお答えいたします。入札時点での設計の単価というのはですね、担当課で積算してやるわけですがけれども、契約の際に担当課より説明したところではですね、4月時点での物価本といいますか、さまざまな資材の価格の値段が記載された図書をですね基準に設計をしてですね、その際にどうしてもさまざまな手続きの関係上ある程度の時間が必要ということで、設計の基礎とした単価は4月のい

わゆる公表されている資材の単価の表を使ってですね、積算したと、それで議会の方へご提案を致しまして承認を頂いたわけですが、その後にですね、先ほど学務課長が説明したように、資材の国内における高騰があるということで、国から契約書の中に規定されてございます、物価変動に対する価格の調整ということの中で、単品スライド条項を適用したものを発動ということが7月ということですね、それらの工期あるいは事務の手続きの算定上ですね、実際に今回の単品スライドでの事務作業に入ったのがですね、国交省、あるいは県土整備部で策定してスケジュール表に基づいてですね12月の20日前後だったかと思います、この作業に入ったのがですね、ですから12月の議会にはですね、間に合わない事情があったというように私は聞いてございます。私どものほうでは入札関係の事務は企画財政課で一括してですね、執り行い執行しておりますけれども、その後の内容については各々その担当課で管理指導しながら完工まで事務を執行するということになってございまして、いわゆる今議員の皆様方がですね価格の上昇分の資料という担当課にしかないということになるのですけれども、入札を執行する企画財政課といたしましてはですね、そのような流れですね、今のその価格の上昇が合った部分を12月議会へというお話がございましたけれども、単品スライド条項の適用、または、その適用したことに伴う一連の事務の流れからいってですね、最初にその作業に入ったのが12月の20日頃ということですね、先ほどもいいましたけれども12月議会には間に合わなかったという事情がありますのでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（田中正樹君） 10番。

○10番（原子 孝君） 担当課長に申し上げておきますけれどもね、説明聞いてられない、正直言って、あなたがたは説明をする責任があるのですよ、我々議会に対してきちんと理解の得られるような、それがなっていない、私黙って聞いていたけれども、いちいち一つ一つ質問されないと答えない、こういう変更、特に変更の場合は、ちゃんと理解を得られるような説明を準備してこないとならないんですよ、あなたがたはそうじゃないんですか、町長そう思いませんか、これね大体理解は出来ますよ、あの盛んの諸資材が高騰している時だから、政府の条項もわかりますよ請求したのも、だからそのへんをちゃんと流れを説明しないとさだめですよ、その辺をこれからわきまえてあなたがたも議会に望んでもらいたい。たったそれ一言いいたくて手を上げたんだけど。全くなっていませんよ。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） 本来にあの管理している立場の者として、全くおっしゃるとおりでありますので、申し訳なく思っております、今後はそのようにならないように私も最善の注意をしまいたいと思いますので一つよろしくお願いしたいと思います。

○議長（田中正樹君） 2番。

○2番（佐々木寿夫君） まず最初にこの資料を渡されて説明があったのですが、内訳が書いていないから全く審議のしようがありません、それから先ほどの説明でも、鋼材は説明しましたが油については説明していない、これは一つずつ入札価格と搬入時の価格と数

量と掛けるパーセントで、きちんと一つずつの項目で、内訳で、出てくるはずですから、そういうのをやらないで、審議したってどうにもならない、そこで説明してみても始まらない、だから私はきちんとした資料をやはり要求いたします。

○議長（田中正樹君） 8 番。

○8 番（三上正二君） 変更前と変更後をやれば、積算しているのをこれちょこっと計算したら、この前のままで、これだけかかるとすれば変更後に対して前のでやると 97. 13 %になるんですよ、そんなかたちのものでもないと思うんだが、ただ明細も何も出ないただあげればいいといったところで、あげても私達はどうやって、どうでも私達を信用して欲しいといっても、やはり資料出さないとこれは支持できないではないか、出されないというのがわからないと思う、比べようが無い見方が無いんだから、何とか資料出して下さい。お願いします。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 28 分

再 開 午前 11 時 02 分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し会議を開きます。

お諮りします。

行政側の資料が不備のため、これ以上審議が不可能と議長が考えましたので、会期を本日限りといたしましたが、2 月 7 日まで延長したいと思います。その間に期日を議会運営委員長と相談のうえ通知申し上げますのでよろしくお願いいたします。

それに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、今期臨時会の会期は 2 月 7 日までと決定いたしました。

なお、議事日程につきましては、審議未了案件を後日にしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

本日の会議はこれをもって散会いたします。ご苦労様でした。

散 会 午前 11 時 02 分